

事 務 連 絡
平成 25 年 6 月 12 日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政部（局） 担当課室 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

産業廃棄物の検定方法に係る分析操作マニュアル（周知依頼）

産業廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御高配を賜り、厚く御礼申し上げます
環境省では、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）
について、平成 25 年 2 月に改正を行ったところです（同 6 月 1 日より適用）。

（報道発表資料：<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16343>）

試験操作の詳細手順を示すことにより、廃棄物に係る試験の精度を向上させることを目的として、この度「産業廃棄物の検定方法に係る分析操作マニュアル」を作成致しました。
つきましては、別添のマニュアルについて、関係者等へ周知をお願い致します。

なお、本マニュアルは、環境省ホームページの以下のページにも掲載しております。

（掲載 URL：http://www.env.go.jp/recycle/misc/sanpai_kentei/ao_manual.pdf）

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

担当：新保

TEL：03-3581-3351（内 6895）

E-mail：YUTA_SHINPO@env.go.jp